平成２２年（フ）第７０５号
和歌山市太田160番地　秋月マンション13号
債務者　水谷都茂子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　正紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３６６７号
札幌市西区宮の沢３条５丁目９番12号
債務者　中尾徳一郎
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　道尻　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７５号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬7998番イ号地
債務者　山岸　　榮
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋川　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６１号
札幌市東区北26条東14丁目１番41―405号
債務者　谷内　洋二
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５号
北海道根室市清隆町１丁目39番地
債務者　大西　政義
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第５６号
北海道根室市清隆町１丁目39番地
債務者　大西ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第５０６号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1078番地６
債務者　樋口　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保岡　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３２９８号
札幌市北区新琴似８条15丁目３番20号
債務者　安達留美子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８号
愛知県豊橋市東岩田２丁目10番地の７
債務者　浅見　隆広
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２１８９号
京都市伏見区桃山町和泉６－１、住民票上の住所京都市南区吉祥院石原長田町１番地１
桂川ハイツ２号館1003号室
債務者　森元　静代
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　貴則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
福井市みのり１丁目14番９号
債務者　川端　孝房
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１５７３号
神戸市須磨区北落合３丁目38番216―705号
債務者　藤本　好美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２５号
兵庫県伊丹市鴻池６丁目23番28―10号、前住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目12番６―203号
債務者　菊地　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５２８号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番１―605号
債務者　岩倉　幸治
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５２９号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番１―605号
債務者　岩倉　睦子（旧姓冨島）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０５号
兵庫県南あわじ市津井2199番地
債務者　野村由美子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６７号
鳥取県鳥取市河原町長瀬591番地、旧住所鳥取県鳥取市滝山416番地16
債務者　山本　隆司
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

第明治三十三種郵便物認可